

杉並稲門会 ファミリー会員に関する取り決め

1. (ファミリー会員制度の創立)

杉並稲門会(以下、本会と称す)は、ファミリー会員制度を創立することができる。

2. (ファミリー会設立の主旨)

杉並稲門会(ブロック、趣味の部会を含む)は、各種の事業をおこない、その事業には、会員と共に、或いは単独で家族が参加している。これら家族の参加は、本会の発展に寄与するものであり、家族に主体的地位を付与する目的で、本会にファミリー会を設置するものである。

3. (会員)

杉並稲門会の会員および元会員(以下会員という)の家族は、本会に申出てファミリー会員になることができる。

4. (申込み)

ファミリー会員になるときは、会員との身分関係、住所、電話番号、メールアドレス等を記載した申込書を杉並稲門会に提出する。

5. (会費)

年1,000円。但し会員が杉並稲門会会費を支払っているときは、この限りでない。

6. (ファミリー会員の受ける権利)

- 1) 杉並稲門会のおこなう各種活動への参加
- 2) 杉並稲門会が発行する会報、ニュースレターの受領
- 3) 3年ごとに発行するファミリー会員名簿の受領

7. (名簿等の管理)

杉並稲門会ファミリー会に関する事務は、杉並稲門会幹事長がおこなう。

幹事長は、個人情報保護を順守してファミリー会に関する事務をおこない、適宜、本会役員会に報告する。

8. (改正)

この取り決めを改正するときは、杉並稲門会役員会の議決を得ておこなう。

9. (施行)

この取り決めは、平成25年4月6日から施行する。